

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進

【目標】①
官民一体となった農
林水産物・食品の輸
出促進

(ア) 農林水産物・食品の輸出額
【測定指標の選定理由】
国内の食市場が縮小する中、340兆円(2009年)から680兆円(2020年)に拡大するといわれ
る世界の食のマーケットを目指した、日本産農林水産物・食品の輸出拡大が必要であることから、
「農林水産物・食品の輸出額」を指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】
「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において、農林水産物・食品の輸出額を2020
年(平成32年)までに1兆円とするとされたところ。
長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、
中間目標値(2016年(平成28年)に7,000億円)を除き単年の目標値は設定していない。

農林水産物・食品の輸出額の推移
(単位:億円)

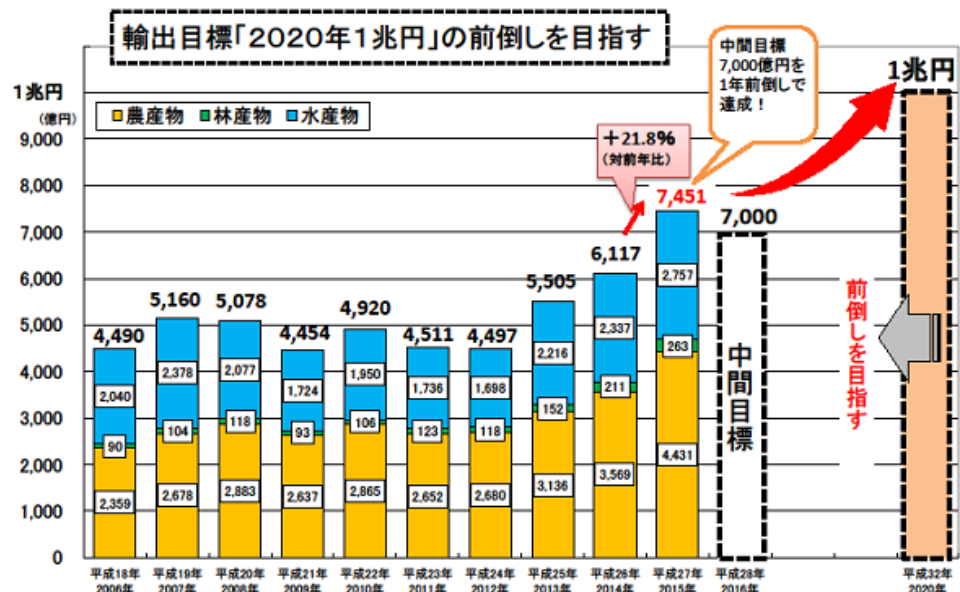
年	21	22	23	24	25	26	27
輸出額	4,454	4,920	4,511	4,497	5,505	6,117	7,451

資料:財務省「貿易統計」を基に食料産業局が作成

【把握の方法】
財務省公表の貿易統計による農林水産物・食品の輸出額(確定値)により把握。

【達成度合の判定方法】
輸出目標達成までに必要な各年の輸出増加率、輸出拡大方針を踏まえた品目別輸出団体はじ
め関係者の取組状況、輸出環境課題への対応状況等を総合的に分析し、判定する。

【参考資料】



施策(2) 食品産業のグローバル展開

【目標】①

食品産業の海外展開の促進

(ア) 海外展開の支援事業を通じて得た知識・人脈等がその後の企業活動に活かされたと評価される割合(事業で支援を行った各社への事後アンケートの結果「活かされた」と評価された割合)

【測定指標の選定理由】

海外展開により食品産業の事業基盤を強化し、我が国の食料の安定供給の確保等を図るためには、グローバル展開のための人材確保や海外で発生する課題への対応等への支援が重要であることから、農林水産省では、研修開催・専門家派遣・マッチング等の支援を実施しているところである。

よって、適切な支援による食品産業の海外展開の進捗度・強化度を測るため、「海外展開の支援事業を通じて得た知識・人脈等がその後の企業活動に活かされたと評価された割合」を指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

支援を行った多くの社が「その後の企業活動に活かされた」と評価することが、適切な支援により食品産業の海外展開の推進・事業基盤強化が行われている状態であることから、各年度 90 %を目標値とした。

【把握の方法】

「食品産業グローバル展開インフラ整備事業」における研修・専門家派遣・マッチング・官民合同フォーラムへの参加者へ年度末にアンケートを実施し、事業で得た知識・人脈等がその後の活動に「活かされた」と回答した割合により把握。

なお、海外展開の支援事業の平成 27 年度における事業実施主体は既に決定しており、契約上において「アンケートを実施する旨」の条件を付していないため、実績値の把握が困難である。このため、本指標の実績値の把握は平成 28 年度からとしている。

【達成度合の判定方法】

達成度合(%) = (当該年度の実績値) / (当該年度の目標値) × 100

Aランク: 90 %以上 100 %以下、Bランク: 50 %以上 90 %未満、Cランク: 50 %未満

(イ) アジアにおける我が国食品産業の現地法人数

【測定指標の選定理由】

食品産業の事業基盤を強化し、我が国の食料の安定供給の確保等を図るためには、食品製造・流通業の現地生産・販売の取組や外食産業の進出を促進することが重要であることから、「アジアにおける我が国食品産業の活動規模(現地法人数)」を指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

アジアにおける我が国食品産業の現地法人数は、近年の増加傾向を維持することが重要である。このため、本事業を開始した平成 21 年度から遡って過去 10 年間の我が国食品企業(食品製造業)の現地法人数データを用いて、線形回帰分析により 32 年度の法人数を 800 法人と推計した。

アジアにおける我が国食品産業の現地法人数

(単位:法人)

年 度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
目標値		744	755	767	778	789
実績値	733	741				

資料:「海外進出企業総覧」(東洋経済新報社)を基に食料産業局が作成

【把握の方法】

「海外進出企業総覧」(東洋経済新報社)により把握。

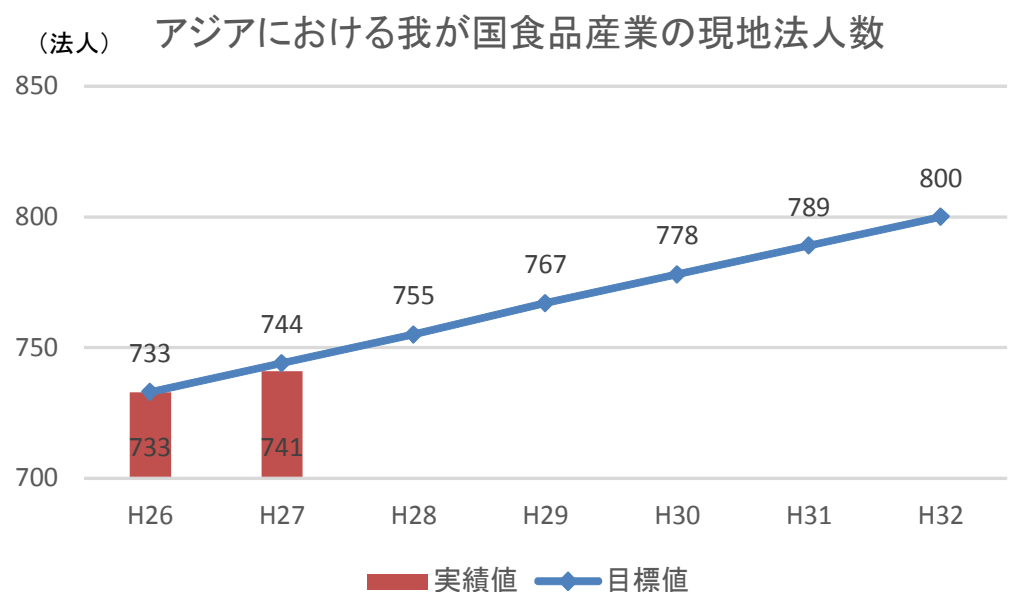
【達成度合の判定方法】

達成度合(%)=(当該年度の実績値－基準値)／(当該年度の目標値－基準値)×100

A'ランク: 150 %超、Aランク: 90 %以上 150 %以下、Bランク: 50 %以上 90 %未満、

Cランク: 50 %未満

【参考資料】



資料:「海外進出企業総覧」(東洋経済新報社)を基に食料産業局が作成

【目標】①
知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化

(ア) 地理的表示が登録されている都道府県の数

【測定指標の選定理由】

地理的表示保護制度は、気候や風土、地域で長年育まれた特別な生産方法によって、高い品質や評価を獲得するに至った製品の名称である「地理的表示」を知的財産として保護する、日本ではこれまでにない新しい制度であるため、広く制度周知を図り、都道府県等の自治体とも連携し、全国での活用を促すことが喫緊の課題である。

このため、地理的表示が全都道府県で登録されることを目標とし、その達成状況を計る指標を地理的表示が登録されている都道府県数とする。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

各都道府県において少なくとも1件が登録されれば、それぞれを各都道府県のリーディングケースとしてさらなる申請、制度の活用の拡大が期待できる。5年間で全都道府県において少なくとも1登録されることを目標とする。

各年度の目標値については、毎年度、一定割合で増加するものとして設定した。

地理的表示が登録されている都道府県の数 (単位:都道府県)

年 度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
目標値	—	10	20	29	38	47
実績値	0	10				

資料:特定農林水産物等登録簿を基に食料産業局が作成

【把握の方法】

特定農林水産物等登録簿により把握。

【達成度合の判定方法】

達成度合(%)＝地理的表示が登録されている都道府県数/年度毎目標値

A'ランク: 150 %超、A ランク: 90 %以上 150 %以下、B ランク: 50 %以上 90 %未満、C ランク: 50 %未満

【参考資料】 平成27年度登録産品一覧

登録番号	名称*1	特定農林水産物の区分	特定農林水産物等の生産地*2	登録日
1	あおりカシス	第3類 果実類 すぐり類	青森県	2015/12/22
2	但馬牛	第6類 生鮮肉類 牛肉	兵庫県	2015/12/22
3	神戸ビーフ	第6類 生鮮肉類 牛肉	兵庫県	2015/12/22
4	夕張メロン	第2類 野菜類 メロン	北海道	2015/12/22
5	八女伝統本玉露	第32類 酒類以外の飲料等類 茶葉(生のものを除く。)	福岡県	2015/12/22
6	江戸崎かぼちゃ	第2類 野菜類 かぼちゃ	茨城県	2015/12/22
7	鹿児島島の壺造り黒酢	第27類 調味料及びスープ類 その他醸造酢(米黒酢)	鹿児島県	2015/12/22
8	くまもと県産い草	第4類 その他農産物類(工芸農作物を含む) いぐさ	熊本県	2016/2/2
9	くまもと県産い草畳表	第41類 畳表類 いぐさ畳表	熊本県	2016/2/2
10	伊予生糸	第42類 生糸類 家蚕の生糸	愛媛県	2016/2/2
11	鳥取砂丘らっきょう ふくべ砂丘らっきょう	第2類 野菜類 らっきょう	鳥取県	2016/3/10
12	三輪素麺	第15類 穀物類加工品類 そうめん類	奈良県	2016/3/29

*1 名称については、代表的なものを記載しています。
*2 生産地は生産地の所在都道府県名を記載しています。

(イ) 植物新品種の品種登録審査に係る処理件数

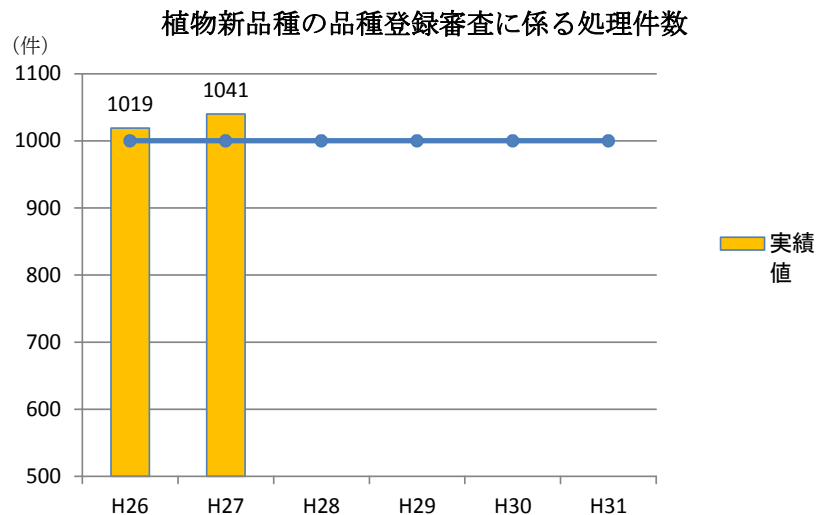
【測定指標の選定理由】

国際競争力のある優良な植物新品種の開発を促進するためには、品種登録審査を着実に実施し、植物新品種の育成者権の適切な保護を図ることが重要であることから、測定指標を「品種登録審査の着実な推進」とした。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

品種登録審査の着実な実施を推進するため、目標値として「年間処理件数」を 1,000 件以上とすることとした。

各年度の目標値については、毎年度 1,000 件以上を達成することとして設定した。



資料：農林水産省作成

【把握の方法】

年度内に処理済み(登録、拒絶、取下、却下)の案件数により把握。

【達成度合の判定方法】

達成度合(%) = 当該年度実績値(年間処理件数) / 1,000 (件) × 100

A'ランク: 150 %超、A ランク: 90 %以上 150 %以下、B ランク: 50 %以上 90 %未満、

C ランク: 50 %未満

(ウ) 植物新品種保護制度に関するASEAN各国での研修・セミナー開催回数

【測定指標の選定理由】

東アジア地域を対象に、国際基準である UPOV 条約に準拠した植物品種保護制度の整備及び運営促進を図るため、測定指標として、植物新品種保護制度に関する ASEAN 各国での研修・セミナーの開催回数とした。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

海外で我が国の品種が保護されるためには1)植物品種保護制度の整備とともに2)新品種登録のための審査技術の向上が必要となることから、この両面について着実な進捗を図るため、ASEAN10 か国のうち既に UPOV 91年条約に加盟しているシンガポールとベトナムを除く8か国において、1)法整備促進のための意識啓発セミナー、2)審査技術研修をそれぞれ着実に実施することを目標として設定した(8か国×2種類)。

年度毎の目標値については、こうした研修・セミナーには日本から講師が参加するため、経費と労力を平準化させるため、毎年4回ずつとした。

植物品種保護制度に関するASEAN各国での研修・セミナー開催回数(累計)

(単位:回)

年 度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
目標値	—	8	12	16
実績値	4	10		

資料:食料産業局作成

【把握の方法】

「東アジア包括的植物品種保護戦略委託事業」報告書により把握。

【達成度合の判定方法】

達成度合(%)＝当該年度実績値(セミナー開催数)／当該年度目標値×100

A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、

Cランク:50%未満

【参考資料】

植物新品種保護制度に関するASEAN各国での研修・セミナー開催回数

	研 修 ・ セ ミ ナ ー 名	日 程	開 催 国
1	東アジア植物品種保護フォーラム第8回会合	2015年9月2日	韓国
2	テストガイドラインの調和(アカシア) イネ審査技術研修	2015年9月7-10日 2015年11月24-27日	マレーシア
3	トマト審査技術研修	2015年12月1-3日	ベトナム
4	意志決定者を対象とした意識啓発セミナー	2015年12月5日	ブルネイ
5	意志決定者を対象とした意識啓発セミナー	2015年12月7-8日	ラオス
6	意志決定者を対象とした意識啓発セミナー	2015年12月9日	カンボジア

資料:「東アジア包括的植物品種保護戦略委託事業」報告書を基に食料産業局が作成

2. 用語解説

注1 UPOV条約(植物の
新品種の保護に関す
る国際条約)

植物の新品種を各国が共通の基本原則に従って保護することにより、優れた品種の開
発、流通を促進し、もって農業の発展に寄与することを目的とする国際条約。